KSKQ(あいえるらくがき帳 No.225)第三種郵便物承認　通巻第 10506 号　2023 年 5 月 23 日発行(1)

【KSKQ】 2023年5月号 No.225

あいえるらくがき帳

一九九一年九月三日　第三種郵便物承認　毎月（1・2・3・5・6・8の日）発行

寒い冬も終わり、少しずつ暖かくなってきましたね。

からだを動かそうということで、まずは散歩もかねて体重を長居障害者スポーツセンターに測りに行くことに。

暖かい季節になって、どんどん外へお出かけしていきたいと思う今日この頃です。

そんなメンバーの外出の様子を、HP で紹介しています↓

もくじ

○命の値引きは許さない！(障害者のついーと)
——当事者スタッフのコラムです

○障害者の自分史って？(支援？介助？)
——法人で実施している自分史作成について紹介します

○「つながる場」を活用していますか？(制度のア・レ・コ・レ)
——総合的な相談支援体制の充実事業について紹介します

https://aiel.or.jp

あいえる協会
公式サイトはこちら

障害者のついーと

命の値引きは許さない！！
～聴覚障害者への差別判決に想う～

大阪市生野区で 2018 年、聴覚支援学校に通う井出安優香さん（当時 11）が重機にはねられて死亡した事故を巡る訴訟で、遺族側は、将来得られたはずの『逸失利益』を平均賃金の 85%が相当とし、重機の運転手側に約 3770 万円の賠償を命じた一審・大阪地裁判決を不服として大阪高裁に控訴しました。

逸失利益は、障害がある場合は、低くされることが多いです。訴訟で、遺族側は『健常者と同水準』、被告側は平均賃金の『6 割』を主張していました。遺族側は、控訴理由を『15%を削られたのはおかしい』としています。

地裁判決は『難聴によって他者とのコミュニケーションが制限されうるが、安優香さんは学習に支障はなく、様々な就労の可能性があった』と認定。音声認識アプリなどで難聴の影響を小さくできるとし、逸失利益を、聴覚障害者の平均収入（平均賃金の約 7 割）よりも高く算定しました。

この事故の問題となっている逸失利益とは、交通事故などで大きな障害が残ったり死亡した場合、その事故にあった当事者が生きていれば稼げる賃金、つまり賠償額を表しているそうです。逸失利益は、学歴、性別、障害によって、変わってくるそうです。そして、逸失利益は『命の価値』とも言われるそうです。だからこそ、命の価値に優劣をつけてしまう危険性につながると思うのです。その危険性こそが優生思想だと思います。

井出安優香さんの両親が、賠償額が 85%という裁判所の判断がおかしいと思うのは、やはり今の優生思想が充満している社会のおかしさこそに気が付いてほしいと願っているのだと思います。一日も早く、命の値引きがなくなる社会が来て欲しいと思います。そして、仕事の価値（命の価値）を、１９７０年頃からいわれだした経済最優先の高度経済成長期に出てきた『逸失利益』の基準でしか表せない、この社会の貧しさにも気が付いてほしいと思います。

文責：岸田

支援？仆助？

障害者の自分史って？

今まで多くの障害者がいわれなき差別に喘ぎ、地域から排除され続けてきました。障害を持ったことによる、社会的な偏見や差別です。この偏見や差別が、時には身体の不自由さ以上に精神的な影響をもたらし、その生い立ちによっては、さまざまな「生きづらさ」を抱えることになります。

あいえる協会では、施設から地域移行された障害者の方に、今までどのような人生を歩んできたのかを聞き取る「自分史作り」を行ってきました。聞き取る内容によっては、本人にとってつらい体験談になることもあるため、話しやすいように障害者同士ピアの立場で聞き取ったり、言いたくない内容は話さなくても良いことになっていたりします。

聞き取り内容は、生まれた時の状況や幼少期、学校生活の様子や思い出に残っているエピソード、施設に入るまでの経過と施設での生活のことなどです。家族から虐げられたり、いじめられたり、また入所施設での制限された生活など、思い出すのもつらい中でも話をしてもらいながら完成させます。

★本人を知るきっかけに！★

こうして出来た自分史を、法人内の職員研修や大学などから依頼された講演活動などで、障害当事者から伝えてもらいます。普段支援に関わる職員も、改めて偏見や差別の中で過ごしてきた障害当時者の想いを知り、つらい経験からくる「生きづらさ」を受け止め支援する大切さを学んでいます。また学生にも「自分史」を聞いてもらうことで、少しでも意識が変わり社会が変わっていくことを願っています。

あいえる協会の基本指針の中に【誰もが差別、排除されることのない「社会づくり」を目指す】という指針があります。障害者の「自分史」を紹介することで、少しでも障害への理解を深めるよう発信できればと思います。

今年度は、ここ数年出来ていなかった「自分史作り」をもう一度復活させていく予定です！　次号ではその様子をお伝え出来ればと思っています！

（文責：小林）

制度のア•レ•コ•レ

支援者の皆さん
「つながる場」を活用していますか？

地域の支援に携わる皆様、「総合的な相談支援体制の充実事業」いわゆる「つながる場」についてご存じでしょうか？

この事業は、現在社会問題となっている 8050 問題等、高齢者、障害者、児童等の各課題が複雑に混ざりあった、「複合的な課題を抱えた人や世帯」に対し、各支援機関や地域住民、行政等が、専門家（スーパーバイザー）の助言を活用しながら、分野をこえて連携支援をしていくことを目的とした事業です。

大阪市では地域の課題を踏まえ、平成 29 年度・30 年度の 2 年間で、大阪市内の 3 区でモデル事業を実施し、令和元年度より全区で実施されています。

この事業の中核となる「複合的な課題を抱えた人を支援する取組み」として、各支援機関からの相談に基づいて区保健福祉センターが調整を行い、様々な分野の支援機関が一堂に会し、支援の検討共有、役割分担を行い、支援を行っていきます。これまで、障がい分野の支援においては、民間同士がなんとかつながってケース課題を共有し、支援を進めていくというのが多くありましたが、この事業は行政が呼びかけて支援者が集まるため、今までつながることが十分ではなかった医療関係者、行政の他課との連携が進み、そして地域の各機関とさらに顔の見える関係が強くなっていくという、私たち支援者には非常に心強い事業となっています。

住吉区でもコロナ禍ではなかなか顔を合わせ、つながることができない時期もありましたが、事業発足からさまざまなケースで取り組んできました。ただ、この事業は大きな課題が残されています。それは個人情報の壁であり、原則本人の同意がなければ開催できず、それ以外の場合は高齢者、児童、生活困窮にかかる根拠法に基づいた会議（地域ケア会議、要対協、支援会議）で開催することができなければ支援の共有や検討ができないという側面を持っています。障がい分野は根拠法の会議がなく、またケースほとんどの場合、本人の同意をとって実施することは少なく、これら根拠法にひっかけられなければ開催すら難しいということになっているのが現状です。

地域では 8050 問題に該当するケースはたくさんあり、すべてが障害者支援の領域ではありませんが、この事業は地域をつなげていくという意味でも非常によい施策であるため、大阪市または住吉区において、今後地域でもしっかりつながっていける場にしていく必要があります。まいどにおいても、今年度、市区とさらに連携をして、施策の推進に協力をしていきたいと考えています。

お知らせコーナー

みんなのぬくぬく～交流スペース～

■次回ぬくぬくスケジュール■

5月１７日　6月２１日

再開しました！

障害者福祉の動向

３月１４日…改正障害者差別解消法施行日が
２０２４年４月１日に閣議決定
第５次障害者基本計画も閣議決定

３月２３日…兵庫の強制不妊手術裁判　勝訴

３月２４日…令和３年度の虐待を受けた障害者
約三千人　厚労省の調査結果発表

４月　１日…こども家庭庁設置　障害児支援管轄

４月　５日…兵庫の強制不妊手術裁判　国が上告

６月　１日…GH 追い出し裁判(大阪高裁)

★ヘルパーさん大募集★

時給：1320 円～

勤務地：住吉区・西成区の一部

勤務日：週１日～OK!※応相談！

連絡先：ヘルプセンター・ホップ
住吉区長居１－３－１９ 和光第３ビル３F
TEL:０６－６６９４－５１４６
お気軽にお問い合わせください！

急募！男性障害者宅の泊りヘルパー

①２２：００～翌　８：００ 日給１２，７２０円
②２２：００～翌１０：００ 日給１５，３６０円
詳細は下記 QR コードからご覧ください

住吉区地域自立支援協議会

■障がい者の暮らし何でも相談■

日程：５月２４日(水)　６月２８日(水)　１１時～１４時

場所：住吉区役所

＊コロナ流行のため、実施に関しては HP からご確認ください

住吉区地域自立支援協議会 HP

編集人・発行人

■編集人■

社会福祉法人あいえる協会ライフ・ネットワーク（生活介護事業所）

〒558-0004　大阪市住吉区長居東 3-8-25　ふぁみーゆ長居Ⅱ１F

ＴＥＬ：06-6607-8260　　ＦＡＸ：06-6607-5503

郵便振替口座　00960-5-137458　年間購読料 600 円（定価 100 円）

■発行人■

関西障害者定期刊行物協会

大阪市天王寺区真田山町 2-2 東興ﾋﾞﾙ４F

社会福祉法人あいえる協会

法人本部
ヘルプセンター・ホップ
自立生活センター・まいど
グループホーム・あいえる
グループホームほんわか
ウィル
ライフ・ネットワーク
ピア・エンジン（分所）

一九九一年九月三日　第三種郵便物承認　毎月（1・2・3・5・6・8の日）発行